

第6回人権賞 受賞者 在日韓国人問題研究所

【受賞理由】

1970年代の在日韓国・朝鮮人の就職差別や退去強制問題等に対する取り組み、80年代の指紋押捺拒否者の救援とともに全国の外国人登録法裁判を支援するため、「指紋押なつ拒否訴訟全国連絡協議会」の事務局を担うなど、日本における在日韓国・朝鮮人の人権擁護のための研究、資料づくり及び運動の拠点としての幅広い活動に対して。

Q1 どのようなきっかけから「受賞テーマ」に取り組むようになりましたか。

これまで、日本の裁判では、在日韓国・朝鮮人に対する異なる取り扱いが「日本国民」対「外国人」との絶対的に二分論によって合憲とされてきた。しかし、その日本的「合理的区分」は、国際人権基準からは「違法」であると確信したから。

Q2 その活動には、どのようなご苦労がありましたか。

近年は増えたといえるが、まだまだ日本では、国際人権法を専攻する研究者の層が薄く、裁判闘争への理論的支援、NGO内部の学習をはじめ、世論形成が十分にできていないこと。

Q3 人権賞を受賞してどのような変化がありましたか。

在日韓国・朝鮮人や新渡日韓国人からの生活相談などで、弁護士の助言や協力 を求める際、極めてスムーズになった。

Q4 「受賞テーマ」はどのように発展・継承され、現在はどのような活動状況となっていますか。

自由権規約に関する1993年と1998年の規約人権委員会において、在日コリアンNGO合同レポートを作成し、代表をジュネーブに派遣。2回の審議とも、私たちの主張が十二分に反映された。また、1999年の外登法改正案をめぐる国会審議においては、規約人権委員会の「最終見解」を活用するよう議員に働きかけ、一部改正（特別永住者の登録証不携帯の罰則改定）をかちとることができた。

Q5 あなたにとって、いま最も関心のある「テーマ」は何ですか。

裁判官の国際人権法の学習。

Q6 新たにはぐくむべき「人権」のテーマなど、今後の抱負や活動目標とともにお聞かせください。

「多民族・多文化共生」社会の実現を目指すオルタナティブ。

具体的には、在日韓国人に限らず、現在日本には約180万人を超える外国人が生活している。これまでは「外国人登録法」や「出入国管理及び難民認定法」などの法律によってこれら外国人を登録し管理してきた。そして、在日外

国人に様々な規制や義務を課しているにもかかわらず、住民としての公的サービスなど、受け得る権利の面では大きく制約を受けていることは問題であり、マイノリティの権利を認めることを推進している国連の意志とも相反している。あらゆる民族的差別を排し、在日外国人の権利を確立して、他民族が共生できる社会にするために、「外国人住民基本法」など法律面での整備に努めたい。